

第1回社会保障審議会 人口構造の変化に関する特別部会	資料1-1
平成18年11月21日	

社会保障審議会人口構造の変化に関する特別部会(仮称)委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
阿 藤 誠	早稲田大学人間科学学術院教授
大 石 亜希子	千葉大学法経学部助教授
小 塩 隆 士	神戸大学大学院経済学研究科教授
貝 塚 啓 明	中央大学研究開発機構教授
鬼 頭 宏	上智大学経済学部教授
榊 原 智 子	読売新聞東京本社生活情報部記者
佐 藤 博 樹	東京大学社会科学研究所 日本社会研究情報センター教授
樋 口 美 雄	慶應義塾大学商学部教授
前 田 正 子	横浜市副市長

(平成18年11月21日付 五十音順 敬称略)

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（社会保障審議会）

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人口問題に関する重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する重要事項に関し、厚生労働大臣又は関係行政機関に意見を述べること。

四 （略）

2 前項に定めるもののほか、社会保障審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会保障審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

## ○社会保障審議会令

(平成十二年六月七日政令第二百八十二号)

### (組織)

- 1 第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### (委員等の任命)

- 1 第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

### (委員の任期等)

- 1 第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

### (会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 1 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (分科会)

#### 第五条 (略)

### (部会)

第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 1 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあっては、分科会長)が指名する。
- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

### (幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

- 1 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

第十条 (庶務) (略)

## ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

社会保障審議会令(平成十二年政令第二百八十二号)第十一条の規定に基づき、この規則を制定する。

### (会議)

第一条 社会保障審議会(以下「審議会」という)は、会長が召集する。

2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

### (審議会の部会の設置)

第二条 (略)

### (諮問の付議)

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

### (分科会及び部会の議決)

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

### (会議の公開)

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### (議事録)

第六条 (略)

### (分科会の部会の設置等)

第七条 (略)

### (委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

### (準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、「分科会」にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、「分科会」にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関する」とあるのは、「当該分科会及び専門委員」とあるのは、「

分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員であつて議事に関係のある者」と読み替へるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

第1回社会保障審議会 人口構造の変化に関する特別部会	資料2
平成18年11月21日	

## 人口構造の変化に関する特別部会について

### 【開催目的】

- 現在、平成17年国勢調査結果等に基づき、国立社会保障・人口問題研究所において、人口学に基づいた客観的、中立的な将来人口推計の作成作業が進められており、推計結果が年末に公表される予定である。
- 一方、意識調査からみると、現在進行している少子化は必ずしも国民の結婚や出生に関する希望を反映したものではなく、何らかの障壁により結婚、出生に関する選択が阻害された結果生じているのではないかと考えられる。
- そこで、当部会においては、国民の結婚や出産に関する希望が一定程度叶った場合の人口構造の将来の姿の試算について検討するとともに、人口構造の変化が社会・経済に与える影響を念頭におきつつ、我が国の社会経済が持続的に発展していくために、どのような論点があるかについて検討を行う。

### 【当面のスケジュール（案）】

- 第1回（平成18年11月21日）
- 第2回（平成18年12月中旬～下旬）
- 第3回（平成19年1月中旬頃）
- 第4回（平成19年1月下旬頃）
  - ・議論の中間まとめ